

やま ざき とし ひこ
山 崎 敏 彦

学位の種類 法 学 博 士
学位記番号 法 第 27 号
学位授与年月日 昭和61年3月7日
学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

学位論文題目 「抗弁権の永久性」法理の検討

論文審査委員 (主査)

教授 幾代 通 教授 廣 中 俊 雄

教授 鈴木 禄 彌

論 文 内 容 の 要 旨

1. 本論文の構成は、以下のとおりである。

序 論 問題の所在、研究の課題

第一章 民法典の規定、民法典起草者の意思

第二章 学説の展開と現在の問題状況

第三章 ドイツ法における「抗弁権の永久性」法理

第四章 フランス法における「抗弁権の永久性」法理

第五章 わが判例における「抗弁権の永久性」法理

第六章 解釈の展望

2. 「序論」においては、実体法上の権利が、他からの請求に対抗して現状の維持を主張するという防禦的な形態で訴訟上現象する場合には、期間の制限に服しないという、いわゆる「抗弁権の永久性」の理論につき、これを認めるべきか否かが本論文の主題であることが提示される。そして、この問題についての積極論と慎重論とが対立している学説の状況のもとで、問題をいま一步展開させるために、慎重論の可能性と、その具体的なつめの方

向性とを探ろうとする提出者の基本的姿勢が示される。

「第一章」においては、消滅時効の性格づけにおいて旧民法の態度を改めたと思われる現民法典の諸規定や、起草者の意思から見て、民法典は期間制限の点では実体法上の権利が現状変更的に現象する場合と現状維持的に現象する場合とで区別をすることには消極的であり、少なくとも、積極的であると見ることは困難である、との立法史的考察が展開される。

「第二章」において、昭和10年前後以降、「抗弁権の永久性」理論を一般的に肯定すべきことを説く積極論が現われ、次第に有力となり、支持者を増やしてきた状況が概観される。と同時に、昭和40年頃以後においては、上記積極論に対して、個々の抗弁権の性質と当該期間制限の設けられた主旨とを考慮して個別的に期間経過後の抗弁権行使の可否を検討すべきであるとの慎重論が出現し、これまたかなり有力な地歩と支持者を得ていることが跡づけられる。

続いて、提出者は、わが国における従来の論者によって参考とされることの多かったドイツおよびフランスにおける法律の規定、判例および学説の状況を検討し紹介する。

すなわち、「第三章」では、ドイツにおける普通法学時代から民法典制定を経て最近までの学説の状況が紹介され、結論として、ドイツにおいては、一般には、期間の付されている実体法上の権利が防禦的な形態で現象する場合には当該期間の制限に服しないとはされていないこと（例えば、遺留分減殺請求権、錯誤に基づく取消権の場合）、そして、かかる取扱いが妥当性を欠くと考えられる場合に例外的に明文の規定によって、給付拒絶権たる抗弁権の永久性が認められるもの、と考えられていること、さらに、同じく法律行為の取消権であっても、取消原因の違いにより、抗弁権の永久性の点での扱いが異なる場合もあること、などが明らかにされる。

「第四章」においては、フランスにおける判例と学説の展開が紹介される。すなわち、判例は、民法1304条の無効訴権に付せられた期間制限の場合など、期間制限が消滅時効である場合については一般に抗弁権の永久性を認め、期間制限が予定期間（除斥期間）である場合については抗弁権の永久性を認めていないことが紹介される。一方、学説は、19世紀にあっては積極論・消極論の激しい対立を見せたが、今世紀に入ってから是对立の激しさは衰え、大勢はほぼ判例支持に固まったといい得ること、しかし消滅時効の場合については、なお判例理論を批判するものもあり、消滅時効の場合に抗弁権の永久性の法理が学説によって一致して明示的に承認されているのは、ほぼ無効訴権の場合に限られること、などが指摘される。

「第五章」においては、この問題に関するわが国の裁判例が詳細に検討される。そして、

提出者は、わが判例は、実体法上の権利が現状変更のないし攻撃的に主張される場合と現状維持のないし防禦的に主張される場合とを自覚的に区別して扱ってはならず、後者の場合であっても、権利の抗弁的主張を期間制限を理由に却けるのが一般であること、と同時に、期間経過が争点となった事件において、抗弁権の永久性とは異なる何らかの法的構成をもって、権利の現状維持的・防禦的主張を結果的に承認した裁判例もあること、を指摘する。

「第六章」においては、前5章での考察をふまえての総括として、抗弁権の永久性の法理についての積極論の着想と視点とを基本的には評価しつつも、この法理の妥当根拠・存在理由、この法理の妥当範囲・適用要件などをめぐって、なお綿密な吟味を必要とすべきいくつかの点があることを論述する。そして、日本民法上において抗弁的主張の期間制限が問題となる取消権、担保責任を追及する権利など、具体的な権利ごとに、期間制限からの自由を認めるべきか否か、認めるべき場合の要件などについての提出者の解釈論を提示する。

論文審査結果の要旨

本論文は、「抗弁権の永久性」の法理についての最初の総合的・本格的な研究であるといえることができる。特に、わが国でこの法理の承認が提唱されるにあたり、またこの法理の承認の問題性が意識されるにあっても、つねに参考とされたドイツおよびフランスの立法、判例および学説について、おびただしい量の諸文献を渉猟して丹念に検証し、本問題に関してのこの両国における理論状況を詳細かつ正確に紹介したことは、高く評価されるべき点である。すなわち、この両国法においては抗弁権の永久性の理論がさしたる問題もなく一般的に承認されているかのような、やや大づかみな従来のわが学界での理解に対して、より精密な比較法的知見を提示したものであって、学界における本問題をめぐる論議を一段と深化し前進させたものである。また、本論文は、権利主張の期間制限についてのわが民法典の法構造のもとでの、具体的な解釈論をも提示している。そして、そこでの結論は、傾向としては前述の慎重論に分類されるべきものであり、それは上記のような比較法的研究をふまえているだけに、それとして強い説得力をもつものと思われ、本論文は全体として、学界に対し多大の寄与をするものと認められる。

以上によって、本論文提出者は法学博士の学位を授与されるに値するものと認める。